

1 | 自動車、中・大型トラックおよび同部品関税の概要

- 1962年通商拡大法232条に基づき、2025年4月3日から自動車、2025年5月3日から自動車部品、2025年11月1日から中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）に25%の追加関税を発動。
- **日本に対する自動車・同部品関税は、日米合意を受けた2025年9月4日付の大統領令に基づき、2025年9月16日から一般関税率（MFN税率）を含めて15%に引き下げ。**

自動車・同部品			中・大型トラック	
追加関税率	25%（注） ※日本への関税率は2025年9月16日以降、MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない		25% ※米国関税分類表（HTSUS）8702に分類されるバスなどには10%の追加関税を課す	
適用開始時期	自動車	米国東部時間2025年4月3日午前0時1分以降に通関する製品	中・大型トラック	米国東部時間2025年11月1日午前0時1分以降に通関する製品
	同部品	米国東部時間2025年5月3日午前0時1分以降に通関する製品	同部品	
対象品目	自動車	乗用車〔セダン、SUV、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック	中・大型トラック	大型ピックアップ・引っ越し・貨物・ダンプトラック、18輪トレーラー用トラクターなど
	同部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など	同部品	エンジン、トランスミッション、タイヤ、シャーシなど

救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、
中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは除く）

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、
中・大型トラック部品（ノックダウンキットは除く）

車両・同部品全体の価格

非米国産部分

追加関税対象

追加関税適用のプロセスが
確立されるまで対象外

米国産部分



追加関税
対象外

（注） EUへの関税率も、2025年8月1日以降MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%。MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。

英国の自動車は年間10万台までMFN税率を含めて10%の関税を適用、10万台を超える分は25%の関税を適用する。

（出所） [米国政府公開資料（自動車）](#)、[米国政府公開資料（英国）](#)、[米国政府公開資料（EU）](#)、[米国政府公開資料（日本）](#)、[米国政府公開資料（中・大型トラック）](#)（2026年8月26日時点）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

2 | 自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01	8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00	8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00	8704.51.00	8704.60.00	

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

米国税関・国境警備局（CBP）が発表している輸出業者向けのガイダンス

4月2日発表：[自動車](#)

5月1日発表：[自動車部品](#)

3 | 中・大型トラック、同部品関税のHTSコード

25%の追加関税対象となる中・大型トラックのHTSコード

8701.21.00、8701.22.00、8701.23.00、8701.24.00、8701.29.00、8704.10.10、8704.10.50、8704.22.11、8704.22.51、8704.23.01、8704.32.01、8704.42.00、8704.43.00、8704.52.00、8704.60.00、8704.90.01、8705.40.00、8705.90.0080、8706.00.03、8706.00.0520、8706.00.0575、8706.00.25、8706.00.50、8709.11.00、8709.19.00

10%の追加関税対象となるHTSUS8702に分類されるバスなどのHTSコード

8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61、8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61、8702.90.31、8702.90.61

25%の追加関税対象となる中・大型トラック部品のHTSコード

4009.12.0020、4009.22.0020、4009.32.0020、4009.42.0020、4011.10.50、4011.20.1015、4011.20.1025、4011.20.1035、4012.19.40、4012.19.80、4012.20.60、4013.10.00、4016.99.6010、7007.21.1110、7007.21.51、7009.10.00、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、8301.20.00、8302.10.30、8302.30.30、8302.30.60、8407.34.14、8407.34.18、8407.34.25、8407.34.44、8407.34.48、8407.34.55、8408.20.20、8409.91.1040、8409.99.1040、8413.30.10、8413.30.90、8413.91.10、8413.91.9010、8414.30.8030、8414.59.30、8414.59.6540、8414.80.05、8415.20.00、8421.23.00、8421.32.00、8425.49.00、8426.91.00、8431.10.0090、8482.10.10、8482.10.5044、8482.10.5048、8482.20.0020、8482.20.0030、8482.20.0040、8482.20.0061、8482.20.0070、8482.20.0081、8482.40.00、8482.50.00、8483.10.10、8501.32.20、8501.32.5540、8501.32.61、8501.33.2080、8501.33.30、8501.33.40、8501.33.61、8501.34.30、8501.34.61、8501.40.20、8501.40.40、8501.40.50、8501.40.60、8501.51.20、8501.51.40、8501.51.50、8501.51.60、8501.52.40、8501.52.8040、8507.10.00、8507.90.40、8511.10.00、8511.20.00、8511.30.00、8511.40.00、8511.50.00、8511.80.20、8511.80.60、8511.90.60、8512.20.20、8512.20.40、8512.30.00、8512.40.20、8512.40.40、8512.90.20、8512.90.60、8512.90.70、8519.81.20、8525.60.1010、8527.21.15、8527.21.25、8527.21.40、8527.29.40、8527.29.80、8536.41.0005、8539.10.0010、8539.10.0050、8544.30.00、8706.00.03、8706.00.05、8706.00.15、8706.00.25、8707.90.5020、8707.90.5060、8707.90.5080、8707.90.5090、8708.10.30、8708.10.60、8708.21.00、8708.22.00、8708.29.15、8708.29.25、8708.29.51、8708.30.1010、8708.30.50、8708.40.11、8708.40.30、8708.40.50、8708.40.60、8708.40.65、8708.40.70、8708.40.75、8708.50.31、8708.50.61、8708.50.65、8708.50.75、8708.50.81、8708.50.85、8708.50.89、8708.50.91、8708.50.93、8708.50.95、8708.50.99、8708.70.05、8708.70.25、8708.70.35、8708.70.45、8708.70.60、8708.80.13、8708.80.16、8708.80.55、8708.80.60、8708.80.65、8708.91.50、8708.91.65、8708.91.70、8708.91.75、8708.92.65、8708.93.60、8708.93.75、8708.94.10、8708.94.50、8708.94.65、8708.94.70、8708.94.75、8708.95.05、8708.95.15、8708.95.20、8708.99.03、8708.99.06、8708.99.23、8708.99.27、8708.99.31、8708.99.41、8708.99.4850、8708.99.53、8708.99.55、8708.99.58、8708.99.68、8709.90.00、9029.10.80、9029.20.4080、9401.20.00

4 | 自動車、中・大型トラック、同部品への累積停止措置

- トランプ大統領は2025年4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止措置を設ける**と発表。
- 2025年3月4日以降の輸入に適用され、累積して既に支払った分の関税は還付される。
- 自動車に加え、**中・大型トラック、同部品、半導体にも累積停止措置を適用**すると発表。

追加関税率累積停止の判定フロー



- 鉄鋼・アルミ・銅が含まれる製品については、HTSコードに基づいて該当品目として分類され、原則としてその品目に定められた関税率が適用される
- 1974年通商法301条に基づく対中追加関税は累積される。

USMCA原産地規則を
満たす場合は適用除外。

5 | 自動車および中・大型トラックの部品への関税相殺制度

- トランプ大統領は2025年4月29日、**自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 2025年10月17日に中・大型トラック・同部品への追加関税賦課を発表した大統領布告で、それら**トラックの部品にも相殺制度を適用**すると発表。自動車部品に対する相殺については、**関税との相殺が可能な割合を引き上げるとともに、適用期間を延長**。

自動車、中・大型トラックの部品への追加関税に対する相殺制度

- **(対象者)** 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
- **(目的)** 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
- **(適用条件)** 米国で最終組み立てを行う自動車、中・大型トラックの製造のために輸入した部品を使用すること。
※完成品を部品に分解した状態で輸送し、海外や現地の工場で組み立てるための部品（ノックダウンキット）は自動車部品関税の相殺制度の対象外。
- **(使用条件)** 相殺額は、自動車、中・大型トラックメーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
- **(相殺可能金額)** 米国で組み立てた自動車、中・大型トラックの希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%相当額
- **(相殺可能な組み立て期間)** **自動車**：2025年4月5日～2030年4月30日
中・大型トラック：2025年11月1日～2030年10月31日
- **(申請方法)** 自動車、中・大型トラックメーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額※米国通商専門誌「Inside US Trade」（2025年4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。
- **(エンジン向け相殺制度創設の見込み)** 自動車、中・大型トラックのエンジンについても、上述の相殺制度と同様の条件や金額の範囲で、相殺制度を創設予定。